

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことによりサプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入など、多様な事情・環境・条件に合わせた業務の実施やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

取引先における品質、災害等の問題発生時に解決支援をしていきます。また、健康経営を実践し健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の協働実施などを行います。
非人道的な労働慣行で利益を得ている企業との取引は行いません。

2. 「振興基準」の遵守

弊社と取引先との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引先と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、取引先の適正な利益を含み、取引先における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で、取引先と十分に協議し適切に価格転嫁します。原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、取引先と十分に協議の上で合意した適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、取引先に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

取引先との取引に対する下請代金は全額、現金で支払います。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引先に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引先に取引上一方的な負担を押し付けないようにまた事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

取引先とのコミュニケーションを充実し、情報交換や課題共有する中で継続的かつ強靭なサプライチェーンを築いていきます。また、SDGsで求められる環境や社会的責任を果たすため、地域社会とも連携しサプライチェーン全体での成長、競争力強化を図っていきます。

2023年10月1日

(2024年6月24日 代表者変更による更新)

(2025年3月3日 宣言文内容追加・修正)

(2025年7月9日 代表者変更による更新)

トヨテツ福岡株式会社

代表取締役社長 坂本 英之